

(5)

箕面粟生第二住宅管理組合 駐車場運営細則

(総 則)

第1条 箕面粟生第二住宅管理組合（以下「組合」という）は、住宅共有地内の駐車場を有料駐車場として運営するため、組合規約第22条の定めるところによりこの細則を定める。

(利用権)

第2条 組合は、利用資格を有する者と駐車場の賃貸借契約を締結することができる。

- 2 組合員がその所有する住戸を、他の組合員又は第三者に譲渡または貸与したときは、その組合員の駐車場の利用権は消滅する。
- 3 前項にかかわらず当該貸与の期間が3年未満であるときは、駐車場の利用権は留保されるものとし、再利用の届出があったときは、優先して利用することができる。

(利用者の制限)

第3条 駐車場の利用者は、当住宅に居住する組合員が所有または使用する自家用車に限るものとし、利用台数は1住戸1台限りとする。

- 2 前項にかかわらず、駐車場利用要綱に定める車両については、前項に準じ同様の扱いをすることができる。

(利用申込)

第4条 駐車場の利用希望者は、組合所定の申込書に必要事項を記載のうえ、理事長に提出するものとする。

(申込の審査)

第5条 理事長は、前条により駐車場の利用申込を受けたときは理事会において適否を決定する。

(駐車場利用契約)

第6条 組合は、前条により駐車場の利用者を決定したときは、当該利用者と自動車駐車場利用契約を締結する。

- 2 前項に定める契約の条項は、①駐車位置、②駐車料金及び支払方法、③保証金、④利用者の損害賠償義務、⑤利用者の義務、⑥組合の免責、⑦駐車場利用権の譲渡禁止、⑧駐車料金の変更、⑨解約、⑩契約の解除、⑪契約の更新、⑫契約期間などとする。

(駐車場使用証明書の発行)

第7条 組合は、自動車駐車場利用契約を締結した者に対し「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に基づき、自動車の保管場所使用承諾書を発行する必要があるときは、当該承諾書を発行するものとする。

(利用解約)

第8条 駐車場の利用解約希望者は、組合所定の解約届を解約30日前までに理事長に提出するものとする。

(駐車料金の決定)

第9条 駐車料金は、土地使用料、施設償却費、修繕費、管理事務費、その他必要な経費をそれぞれ勘案して理事会が定める。

(保証金)

第10条 駐車場利用者は、駐車場利用契約に際して保証金を支払うものとする。

(駐車料金の支払)

第11条 駐車場利用者は、駐車料金を毎月25日までに組合の定める方法により支払うものとする。

(利用規則)

第12条 駐車場利用者は、組合が定めた駐車場利用要綱を遵守しなければならない。

(契約書等)

第13条 この細則に規定する自動車駐車場利用契約書、利用申込書、解約届の様式及び駐車場利用規則等は、理事会が定める。

(駐車料金等の処置)

第14条 駐車場使用料金は、組合の修繕積立金に繰り入れるものとし、保証金は預託金として別途区分する。

(細則の変更)

第15条 この細則は、総会の承認を得て変更することができるものとする。

〔附 則〕

1. 昭和50年(1975)3月28日施行
2. 昭和62年(1987)3月29日改正・同日施行
3. 平成7年(1995)3月29日改正・同日施行